岩手県告示第470号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第２項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり実施する。

令和８年８月28日

岩手県知事　達　増　拓　也

１　講習会の期間及び場所

（１）　期間　令和８年10月26日(月)から同年11月20日(金)まで

（２）　場所

ア　岩手県立農業大学校　胆沢郡金ケ崎町六原蟹子沢14番地

イ　岩手県農業研究センター畜産研究所　種山畜産研究室　気仙郡住田町世田米字子飼沢30番地

２　対象家畜の種類　牛

３　講習人員　おおむね30人（県内在住者を優先）

４　受講手続等

（１）　受講手続　受講希望者は、家畜人工授精に関する講習会等に関する規程（昭和35年岩手県告示第328号）第６条に規定する受講願書及び添付書類を令和８年９月25日(金)までに最寄りの広域振興局の農政担当部又は農林振興センターに提出すること。なお、県外在住者は、農林水産部畜産課まで提出すること。

（２）　受講者の決定　受講希望者について所要の審査を行い、当該希望者に受講の諾否を通知する。

（３）　受講料　30,000円　支払方法については、受講の諾否とともに通知する。

５　その他　詳細については、農林水産部畜産課又は最寄りの広域振興局の農政担当部若しくは農林振興センターに問い合わせること。